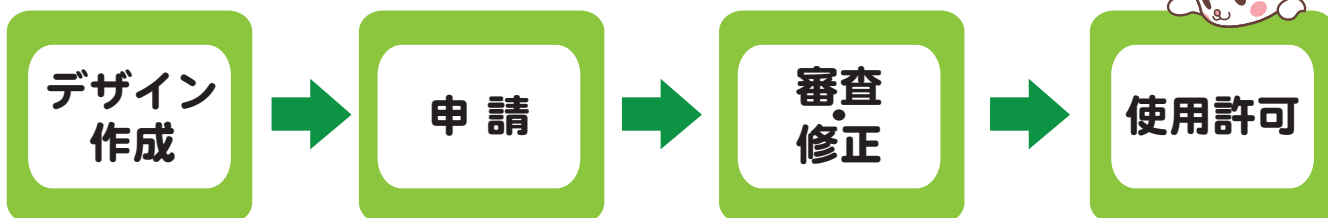


ふっかちゃんの使用についての手引き

申請手続きについて

ふっかちゃんのイラストや写真を使用する場合は、個人、または限られた範囲内で使用する場合を除いて必ず事前に深谷市に申請を行い承認を受ける必要がありますので、以下の手順で協働推進課へ申請してください。

- ①申請書に、利用する商品等のデザイン案を添付し、協働推進課へ提出してください。
(申請書はふっかちゃんのHPよりダウンロードできます。)
- ②受付完了後、協働推進課にて審査を行います。
この段階で修正などの必要が生じた場合はご連絡させていただきます。
- ③協働推進課の審査後、使用承認書を発行いたします。
承認書がお手元に届きましたら、使用が可能になります。



Q. 商品をたくさん作りたいんだけどどうしたらいいの？

お手数ですが、1アイテム1申請になりますので商品数と同じ数の申請書が必要になります。

申請書提出先

申請書の提出先は以下のとおりです。

郵送・持参

〒366-8501
埼玉県深谷市仲町 11-1
深谷市役所 協働推進課

Eメール

深谷市役所 協働推進課
fukka@city.fukaya.
saitama.jp

FAX

深谷市役所 協働推進課
048-501-5222

申請時のご注意

- ・申請をしてから承認がおおりるまで10日間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ・デザインの申請をいただいた方には、年に一回、「売上げ報告書」の提出についてご協力をお願いいたします。